

令和4年5月23日

保護者 各位

茨城県立鉾田第二高等学校長

独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入について (通知)

新緑の候 保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、学校管理下における生徒の災害に対する救済制度として独立行政法人日本スポーツ振興センターがあります。

つきましては、全日制高等学校生徒の共済掛金は年間2,165円(保護者負担金1,920円・県負担金245円)となっておりますが、本校では1年生は入学時諸納入金、2・3年生は学年費より支出し、一括加入の手続きをとりますのでご承知おきください。

なお、日本スポーツ振興センターについての主な内容及び手続きは下記のとおりです。

記

- I. 日本スポーツ振興センターは、学校管理下における生徒の災害に対して給付を行う。
  - 1 学校管理下の範囲
    - (1) 授業・課外指導を受けているとき
    - (2) 休憩時間中
    - (3) 登下校中  
※車との衝突による事故は対象外となります。
  - 2 給付の範囲
    - (1) 療養の総額が5,000円以上のもの
    - (2) 障害見舞金は、その程度に応じ82万～3,770万円
    - (3) 死亡見舞金は2,800万円  
(但し、登下校中や突然死の場合の見舞金は半額)
- II. 給付を受ける手続き  
該当者は申し出てください。報告書等の用紙をお渡しします。書類提出後、約3～4ヶ月後に給付されます。